

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画主体	豊富町

豊富町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 豊富町役場 農林水産課酪農振興係
所在地 北海道天塩郡豊富町字上サロベツ2542番の2
電話番号 0162-73-1352
FAX番号 0162-82-2296
メールアドレス nourinsuisanka@town.toyotomi.hokkaido.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、カラス、キツネ、アライグマ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	豊富町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
エゾシカ	農作物、牧草ロール及び牧草地、樹皮	225ha 3,595千円
カラス	牧草地	4.0ha 400千円
キツネ	家庭菜園、仔牛	被害額等不明
アライグマ	家庭菜園、牛用配合飼料、乳牛	被害額等不明

(2) 被害の傾向

エゾシカ	エゾシカによる被害は、豊富町全域に見られ、夏期は農作物や草地への被害が発生し、冬期間は、西部地区を中心にサイレージや樹木等に多くの被害を与えている。また、豊富町内の道路周辺に出没することにより、車両等との衝突による交通事故が発生しているなど、様々な面で支障をきたしている。
カラス	年間を通じて地域全体に分布し、農作物や乳牛の乳頭を傷つけるなど家畜等に対し被害を与えている。また、家畜防疫の面でも懸念される。
キツネ	年間を通じて地域全体に分布し、農作物やヌレ仔や仔牛に噛みつくなど家畜等に対し被害を与えている。また、公衆衛生への懸念もあることから様々な面で支障をきたしている。
アライグマ	豊富町全地域に分布しており、農作物や配合飼料への被害、また家畜に対し被害を与えている。また、公衆衛生への懸念もあることから様々な面で支障をきたしている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
被害金額	3,995千円	3,000千円
被害面積	225 ha	190 ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	「エゾシカ」 ・鳥獣被害対策実施隊員による有害駆除の実施。 ・冬期間、大型囲いわな設置による捕獲	ここ最近では、新たな実施隊員が任命されているものの、実施隊員の高齢化に伴い、引き続き捕獲を実施する担い手の確保と育成をしていくことが課題である。 また、構成員のほとんどが、日常、職務に従事しているなど厳しい体制の中で捕獲を実施しているため、エゾシカの増加に対して駆除等が追いついていない等の課題がある。 大型囲いわなについては、様々な形で実施し、効果的な捕獲わなの検証が図られているが、罠の設置場所等の課題もある。
	「カラス・キツネ」 ・鳥獣被害対策実施隊員による猟銃による有害駆除の実施。	エゾシカと同様に捕獲者の高齢化等の課題があり、駆除が追いついていない。
	「アライグマ」 ・箱わなによる捕獲	年々捕獲頭数が増えており、それに伴って箱わな等を増加し捕獲を実施しているが、捕獲が追いついておらず、頭生息数が増加している。 また、捕獲頭数の増加により焼却等処分費用が増加し、財政負担も増えている。
防護柵の設置等に関する取組	本町では、エゾシカによる被害を軽減するため、平成25年度鳥獣被害防止総合対策事業を活用し、エゾシカ侵入防止柵を設置。	エゾシカ侵入防止柵の設置により、設置した場所周辺での草地、サイレージ等の被害は減少している。
生息環境管理その他の取組	エゾシカ対策として野生動物撃退装置を令和5年度に一地点で試験的導入。	多地点で実施した場合、撃退されたエゾシカの行動パターンが不明。

(5) 今後の取組方針

今後の取組方針としては、平成18年に設立した豊富町、北宗谷農業協同組合、豊富町農業委員会、宗谷農業改良普及センター宗谷北部支所、(株)サロベツベニソン、NPO法人 Envision 環境保全事務所、北海道猟友会稚内支部豊富部会の関係団体で構成された豊富町鳥獣害防止対策協議会を中心に有害鳥獣の継続的な生息調査、箱わなや大型囲いわなによる捕獲の継続と、猟友会の協力のもと鳥獣被害対策実施隊による駆除を引き続き実施し、農業被害の軽減を図る。

また、有害鳥獣に関する情報や狩猟免許取得に関する情報についても、地域住民に周知を行う。このような取組を継続的に実施することにより、住民にとって経済的・精神的・身体的に安心して暮らせる地域を目指す。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

豊富町鳥獣害防止対策協議会を中心として、従来の地元猟友会への鳥獣捕獲(駆除)の委託を継続し、わな等による捕獲を実施するほか、鳥獣被害対策実施隊による駆除の実施を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	カラス、キツネ、 アライグマ、エゾシカ	捕獲機材(箱わな等)、大型囲いわなによる捕獲

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

捕獲計画数等の設定については、過去の捕獲実績のほか、農林水産省の基本指針、北海道鳥獣保護事業計画、特定鳥獣保護管理計画、地域住民の意見、生息調査の結果等を踏まえて決定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
エゾシカ	500頭	500頭	500頭
キツネ	150頭	150頭	150頭
カラス	300羽 (うちハブツガラス 150羽) (うちハボツガラス 150羽)	300羽 (うちハブツガラス 150羽) (うちハボツガラス 150羽)	300羽 (うちハブツガラス 150羽) (うちハボツガラス 150羽)
アライグマ	外来生物法の特定外来生物であることから、防除実施計画書に基づき可能な限り捕獲することとし、捕獲計画数は定めない		
ヒグマ	出没状況等に応じた捕獲を実施する。		

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・銃器による捕獲 地域住民からの対象鳥獣の発生・被害報告、地形的（環境的）に発生・被害が見込まれる場所について、鳥獣被害対策実施隊により巡回し捕獲する。 捕獲時期：毎年3月から翌年2月まで 捕獲場所：町内一円 ・箱わな等の小規模わなによる捕獲 地域住民からの対象鳥獣の発生・被害報告、地形的（環境的）に発生・被害が見込まれる場所に、随時わな等を設置し捕獲する。 捕獲時期：毎年3月から翌年2月まで 捕獲場所 町内一円 ・大型囲いわなによる捕獲 地域住民からの継続的な対象鳥獣の発生・被害報告、地形的（環境的）に発生・被害が見込まれる場所に随時設置し捕獲する。 捕獲時期：12月から4月 捕獲場所：稚咲内地区

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>鳥獣被害対策実施隊でライフル銃を所持できる者については、殺傷力のあるライフル銃による捕獲活動を実施することにより、通年を通して効果的に有害捕獲をすることができる。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
豊富町	エゾシカ

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
エゾシカ	金網柵：2,000m 電気柵：9,000m	—	—

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	年度	年度	年度

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	エゾシカ	農業者における野生動物撃退装置の導入促進支援や侵入防止柵設置により、採餌機会の減少に繋げるほか、有害捕獲の積極的な実施により生息数増加の抑制を図る。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
北海道猟友会稚内支部豊富部会	現地確認、警戒
天塩警察署	現地確認、警戒
豊富町	現地確認、警戒

(2) 緊急時の連絡体制

ヒグマ等の出没情報の連絡時は、豊富町役場農林水産課より、猟友会及び天塩警察署へ出没情報の連絡。連絡後、猟友会と天塩警察署、担当課にて現地確認、警戒。
--

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

カラス、キツネ、アライグマについては、廃棄物処理法等関係法令の規定と趣旨に基づき、適切に処分する。

エゾシカについては、廃棄物処理法等関係法令の規定と趣旨に基づき、適切に処分するほか、肉の有効利活用の促進を図るため、食肉処理許可施設（株）サロベツベニソン）へ搬入して処理し、肉の有効活用を進める。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲したエゾシカの処分については、処理加工施設に搬入・処分しており、加工施設が食品に加工して販売している。
ペットフード	加工施設が食品として販売するのに適さない、主にすね肉をペットフードに加工し販売している。
皮革	捕獲したエゾシカの処分については、処理加工施設に搬入しており、活用はされておらず産業廃棄物として処分されている。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	捕獲したエゾシカの処分については、処理加工施設に搬入しており、活用はされておらず産業廃棄物として処分されている。

(2) 処理加工施設の取組

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

狩猟免許取得のための助成金制度のほか、新規取得者については熟練者が同行しながら捕獲活動を行い、人材育成に努めている。
 また、捕獲から処理施設までの搬入時間について、1時間以内をめどとするなど品質確保を図っているほか、処理施設側でも ISO22000、北海道 HACCP 自主衛生管理認証を取得し衛生管理に努めている。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	豊富町鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
豊富町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象鳥獣の警戒見回り ・ 鳥獣被害対策実施隊の設置 ・ 対象鳥獣に関する生態、被害防止に関する知識の普及 ・ 銃器（ワナ）による対象鳥獣の捕獲 ・ 大型囲いワナ及び箱罠の設置による捕獲 ・ 対象鳥獣被害に対する防止のため検討 ・ 対象鳥獣の生息状況調査 ・ 新たな被害防除対策の検討 <p style="text-align: right;">など</p>
北宗谷農業協同組合	
宗谷農業改良普及センター	
宗谷北部支所	
豊富町農業委員会	
北海道猟友会稚内支部豊富部会	
(株) サロベツベニソン	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道宗谷総合振興局	鳥獣被害防止計画の策定指導、鳥獣被害総合対策事業の指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊を設置して、農業被害の軽減を図るため民間・公務・農業者など多様な主体が参加し実施している。

- ・ 平成24年7月1日設立
- ・ 鳥獣被害対策実施隊員 13名（令和6年度時点）
- ・ 実施隊長 1名 副隊長 1名

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

エゾシカの捕獲の促進を目的に、関係機関と鳥獣被害対策実施隊との一層の連帯を図る。

